

収益認識会計基準に伴う改正財規等、公布—金融庁

去る6月8日、内閣府令29号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された。あわせて財務諸表等規則ガイドライン等の改正やパプコメの概要と金融庁の考え方も公表された。

これは、3月30日に公表された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等を受けて改正されたものである。適用関係も同様。

主な改正内容は次のとおり。
収益認識に関する注記の新設
 収益認識に関する注記として、財務諸表等規則8条の32が次のように新設された。

(収益認識に関する注記)
 第8条の32 顧客との契約から生じる収益については、財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点を注記しなければならない。

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

売上高の表示方法
 売上高の表示方法について財務諸表等規則72条が次のように改正された。

第72条 売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第1号の項目を示す名称を付した科目及びその控除科目としての第2号の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

一 総売上高略
 二 売上値引及び戻り高

また、この改正に伴い、売上高の表示方法に関する財務諸表等規則ガイドライン72-1が次のように改正された。

72-1 規則第72条第1項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、適切な名称を付すことに留意する。

また、この改正に伴い、売上高の表示方法に関する財務諸表等規則ガイドライン72-1が次のように改正された。

棚卸資産・工事損失引当金の注記と割賦販売売上高の表示方法

財務諸表等規則54条の4第2項から4項の棚卸資産・工事損失引当金の注記が削られ、73条の割賦販売売上高の表示方法に関する条文が削除された。

見解
 今回の改正案に対するパブリックコメントの概要およびそれに対する金融庁の考え方のなかで、金融庁は、契約資産、契約負債または債権について、従来から用いている科目など、貸借対照表が明瞭に表示されていることに留意したうえで適切な科目をもつて表示するものとの見解を示した。

また、表示および注記事項に関しては、企業会計基準の強制適用時まで企業会計基準委員会で検討が行われるが、その検討結果を踏まえ、適切に対応するとしている。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成30年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
7月31日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成30年4月期) 2カ月延長法人(平成30年3月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2、8、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付	

企業情報の開示・提供についての論点整理、議論

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る6月8日、金融審議会は第7回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

論点整理の公表

これまで企業情報の開示・提供のあり方について議論された内容を踏まえて、次のような論点整理がまとめられ、これに基づいて議論が行われた。

- I 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」
 - 1 基本的な考え方
 - 2 経営戦略・ビジネスモデル
 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)
 - 4 リスク情報
 - 5 その他
 - (1) 人的情報等
 - (2) 重要な契約
 - (3) 分かりやすい開示
 - 6 「財務情報」及び「記述情報」の充実
- II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 1 基本的な考え方
- 2 役員報酬に係る情報
- 3 政策保有株式
- 4 その他のガバナンス情報の充実と提供

III 提供情報の信頼性・適時性の確保

- 1 会計監査に関する情報
- 2 開示書類の提供の時期
 - (1) 年度開示
 - (2) 重要情報の公表タイミング

- IV その他
 - (1) ITを活用した情報提供、EDINET等
 - (2) 英文による情報提供
 - (3) 四半期開示
 - (4) 沈黙期間

- 2 英文による情報提供

論点整理では、各論点について、事務局から「～ではないか」「～してどうか」といった表現で事務局提案がなされている。委員からは、おおむね事務局提案に賛成の意見が多かったものの、いくつかの論点について、次のような意見が出された。

制度開示と任意開示

「人的情報やESG情報を法定・任意開示で適切に開示する

人工知能が暮の世界チャンピオンに勝利し、その将来性に期待が高まったが、自動運転での死亡事故で実用化でのハードルの高さを思い知らされた。

資産運用の世界でも、昨年頃から人工知能が市場判断あるいは銘柄選択を行うファンドがスタートしている。資産運用における人工知能の実力はどのようなだろうか？

そこで、日本で販売された次の4つのファンドのパフォーマンスを、モーニングスター（ファンドの評価機関）の数値を使って紹介する（数値は4月30日基準。「%ランク」とは、そのファンドが属するカテゴリー内の半年リターン順位の示す数字で、この数値が少ないほど上位に属することになる）。

●【GSグローバル・ビッグデータ投資戦略（ヘッジあり）】

ゴールドマンサックス・アセットマネジメント(株)が独自開発した人工知能を活用した計量モデルで銘柄選択を行うファンド。

- ・ 設定日 2017年2月
- ・ 純資産 466億円
- ・ 設定来リターン 14・42%
- ・ %ランク 24%

●【AI日本株式オープン（絶対収益追求型）】

三菱UFJ信託銀行(株)および三菱UFJトラスト投資工学

研究所が開発した人工知能モデルを用いて、市場動向に左右されない絶対収益を目指すファンド。

- ・ 設定日 2017年2月
- ・ 純資産 94億円
- ・ 設定来リターン 0・55%
- ・ %ランク 59%

●【AI活用型世界株ファンド】

アセットマネジメントOne(株)が独自に開発したディープラーニングモデルを用いて

裏表ハナシの投資

資産運用における人工知能の実力

銘柄を抽出し、ファンドマネージャーの分析と合わせて運用するファンド。

- ・ 設定日 2017年9月
- ・ 純資産 454億円
- ・ 設定来リターン 2・29%
- ・ %ランク 72%

●【YJAMプラス！】

ヤフー(株)の子会社(株)マグネマックス・キャピタル・マネジメントがビッグデータを解析し、株式・株価指数先物で運用するファンド。

- ・ 設定日 2016年12月
- ・ 純資産 299億円
- ・ 設定来リターン 24・17%
- ・ %ランク 26%

概観すると、うまく運用できているファンドもあれば、できていないファンドもある。優秀なファンドマネージャーがいれば、優秀でないファンドマネージャーもいるのと同じで、これこそ、人工知能が人間らしさを備えている証ではないかという皮肉に聞こえるか。パフォーマンスの最終判断は、長期的にみる必要があるだろうか、特に言及はしない。ただ、すべてのファンドで共通しているのは、運用コスト(信託報酬)が低いということだ。これも人工知能の武器なのである。今後、いっそう運用コストが低下していくことを期待しよう。

さて、人工知能の運用がもつと進化するとどうなるか？「人工知能が、膨大・複雑な計算の末に、お互いに出し抜こうと競争して分析することの無意味さを悟り、インデックス運用こそがベストな運用との答えを出して、インデックス運用を始める」という、開発者ががっかりしてしまうような結末を迎えると面白いと思うのだが、夢がなさすぎだろうか？

(三田 哉)

ことが求められているのではないかと」という提案につき、委員からは、制度開示をより充実すべきという意見がいくつか聞かれた。

開示のガイダンス策定

「実務上のベストプラクティスから導いた開示内容や開示への取り組み方についてのプリンシパルベースのガイダンスを策定すべき」という提案について、委員から賛成意見が多く出された。

役員報酬の開示

「役員報酬プログラムを開示すべき」という提案については、委員からは賛成意見が多く聞かれた。

また、報酬総額等の個別開示については、委員からは、「現行

会計

リースに関する修正国際基準案、公表議決

— ASBJ

去る6月7日、企業会計基準委員会は第386回企業会計基準委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

リースの修正国際基準公開草案の公表議決

IFRS 16号「リース」のエンドースメント手続について、前回の親委員会(2018年6月10日号(No.1514)情報フラッシュ参照)までの議論をもとに修正された文案が示された。コメント募集期間について

の1億円基準は報酬制度を歪める」と、「個別開示は報酬体系の確認のために必要」など意見がわかれた。

政策保有株式

「売却・買増しした政策保有株式の情報記載を定めるべき」、「純投資の株式等についても開示を求めることをどう考えるか」などの論点について、委員からは必要とする意見がある一方、「企業との個別対話で対応すべき」、「純投資の株式等の開示は負担が大きい」との反対意見も聞かれた。

次回、報告書のとりまとめを目指す方針。

(1) 開示の適用対象企業

開示の適用対象企業の範囲について、事務局からは、一般的な開示項目に関しては金融機関を主な適用対象企業とし、レベル3を対象とする開示項目に関しては貸借対照表上で時価評価されるレベル3の金融商品の保有が少なく、当該金融商品の重要性が乏しい企業には、レベル3を対象とする開示項目の注記を省略することを明示的に認めるという提案が示された。

委員からは、「財テクでリスクが高い商品を持っている事業会社も、開示が必要では」、「全般的な開示事項は全企業に、レベル3の開示事項は金融機関等にしたらどうか」と、適用企業の範囲を広げるべきとの意見が聞かれた。

(2) 全般的な開示項目

事務局から、公正価値のレベルやレベル1とレベル2の間の振替等々の項目について開示を求めることが提案された。

専門委員会と同様、委員からは、レベル1とレベル2の振替えについて、有用性が乏しいとの意見が聞かれた。

(3) レベル3を対象とする開示項目

事務局から、重要な観察できないインプットに関する定量的情報や、期首残高から期末残高への調整表等の開示項目等を日

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

平成30年4-6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成30年4-6月期調査結果の概要です。

対象企業数 16,212社
回答企業数 13,041社
回収率 80.4%

景況	● 貴社の景況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		30年1~3月 前回調査	30年4~6月 現状判断	30年7~9月 見通し	30年10~12月 見通し
● 国内の景況	平成30年4~6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。	3.3	▲2.0	6.9	7.9
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は平成30年7~9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は平成30年10~12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっています。	2.9	▲3.2	8.0	11.2
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	3.4	▲1.4	6.3	6.2
● 国内の景況	平成30年4~6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。	0.8	▲1.0	6.1	8.5
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	▲2.6	▲1.1	6.5	13.9
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。	1.8	▲1.0	6.0	6.9
● 国内の景況	平成30年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。	▲9.9	▲10.6	▲3.3	0.8
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。	▲8.0	▲10.1	▲5.1	3.4
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。	▲10.3	▲10.7	▲3.0	0.3
● 国内の景況	平成30年度は、2.1%の増収見通しとなっています(上期2.6%の増収見込み、下期1.7%の増収見込み)。	8.6	7.2	6.9	5.8
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見通しとなっています。	8.0	5.6	5.6	4.0
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見通しとなっています。	8.9	8.0	7.5	6.7
● 国内の景況	平成30年度は、1.5%の減益見通しとなっています(上期3.8%の減益見込み、下期0.7%の増益見込み)。	8.1	6.9	6.7	6.6
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見通しとなっています。	11.0	7.4	5.9	9.7
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見通しとなっています。	7.3	6.8	6.9	5.7
● 国内の景況	平成30年度は、5.4%の増加見通しとなっています(上期11.0%の増加見込み、下期1.0%の増加見込み)。	▲3.4	▲4.3	▲2.7	▲0.5
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見通しとなっています。	▲1.9	▲2.4	▲5.1	1.3
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見通しとなっています。	▲3.7	▲4.7	▲2.2	▲0.8

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

本基準に導入することが提案された。
委員からは、「調整表は、期中

の動向を事細かに開示すると作成者負担が大きいので考慮してほしい」などの意見が聞かれた。

会計

リース会計基準の開発に関して、事務局が分析

—ASBJ、リース会計専門委

去る6月11日、企業会計基準

委員会は第78回リース会計専門委員会を開催した。

2016年8月の中期運営方針では、IFRS16号の公表を受けて国際的な会計基準と整合性を図ることの必要性および懸念についてリース会計専門委員会において検討し、その後会計基準の改訂に着手するか検討することとされた。

これを受けて、今回は次の事項について審議された。

会計基準の開発の必要性

IFRS16号もトピック82もすべてのリースに係る資産および負債をオンバランスしており、国際的な整合性を図り比較可能性を高める必要があること、またファイナンス・リースとオペレーティング・リースで異なる会計処理をする場合に経済的に類似する取引について異なる会計処理が行われ、比較可能性が損なわれる可能性があること等がリースに関する会計基準の開発の必要性として説明さ

れた。

関係者の懸念

他方で、多様な経済的実態を有するリースを一律に認識することは取引の経済的実態と整合せず情報の有用性の点で懸念があること、またオペレーティング・リースに関して追加的に割引計算をする必要があり、経営管理の点で実務上の困難さがあること等の懸念も紹介された。

基準開発に着手するか否かについて

これらの必要性、懸念を踏まえて、基準開発に着手するか否かについて、ASBJ事務局は次のような予備的分析を示した。

多額のオペレーティング・リース取引を実施している企業が存在していることに対して、重要な負債がオフバランスとなっているとの指摘を国際的に受ける可能性があり、わが国の資本市場および財務報告の信頼性に関するリスクが大きいことを踏まえれば、すべてのリースについて

資産および負債を計上することについて国際的整合性を図る方向で検討すべきである。

ただしすべてのリースについて

資産および負債を計上することについては、情報の有用性および実務上の困難さの観点から懸念が聞かれており、仮に基準開発に着手する場合には、次に挙げる論点を検討することで、これらの懸念への対応が可能かどうかについてもあわせて検討が必要となる。

【仮に基準開発に着手した場合の論点】

- (1) IFRS16号とトピック82のアプローチ
- (2) リースとサービスの区分
- (3) コスト・ベネフィットの分析および対応
- (4) 仮にIFRS16号のアプローチを採用した場合、どの程度

度整合性を図るか
(5) 連結財務諸表と個別財務諸表の取扱い

委員からは、おおむね賛成との意見が多かったが、「日本と外国では異なる慣習・制度もあり、慎重に検討すべき」等の意見も聞かれた。

今後の進め方

今後開発に着手するか否かを判断するにあたり、専門委員会です掘り込んで検討し、関係者に対してアウトリーチを実施することが提案された。

委員からは、「2019年1月からIFRS16号が適用されるため、米・欧州の動向を観察しながら基準開発について慎重に検討していくべき」等の意見があった。

会計

5月のTRG会議の状況、報告—ASBJ、保険契約専門委

去る6月11日、企業会計基準

委員会は第28回保険契約専門委員会を開催した。

2月に引き続き、5月に開催されたIFRS17号の移行リソース・グループ会議（以下、「TRG会議」という）で議論された事項について、事務局から説明がされた。

保険契約の結合

どのような場合に、一組または一連の保険契約を単一の保険契約として扱う必要があるのかという論点について、TRG会議は前回と同様、法的形態が単一の契約とされているような保険の取決めは実質的に単一の契約とみなされるとした。

契約の境界線内のキャッシュ・フロー

保険会社が価格を再設定できる実質的な能力はどのような制御を受けるのかという論点について、TRG会議は、リスクを完全に反映して既契約の料率を改定することができる企業の実質上の能力は制限されないとした。

また、保険カバーを追加するオプションに関して、将来の時点において保険カバーを追加するオプションが含まれている保険契約の境界線をどのように決定するのかという論点について、TRG会議は、オプションが個別の契約ではなく、かつ契約条件を企業が保証している場合については、オプションにより生じるキャッシュ・フローは契約の境界線内にあるとした。

価格改定メカニズムを持つ保有する再保険契約の境界線

再保険会社にとって通知が可能な期間までの将来キャッシュ・フローのみを契約の境界線に含めるか、通知可能期間が終了した後の期間も含めるべきかという論点について、TRG会議は、価格再設定の通知期間後の期待キャッシュ・フローも契約の境界線に含まれるとした。

カバー単位を識別するための給付の量の決め方

投資要素を含む保険契約のカバー期間およびカバー単位は保

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年6月8日	内閣府令第29号 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等	金融庁	ASBJにおいて、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等を公表したことを受け、所要の改正を行い、公布・施行したもの。あわせて財務諸表等規則ガイドライン等も改正されている。なお、パブリックコメントに対する金融庁の考え方は以下を参照。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180608.html	2018年7月1日号 情報フラッシュ参照
2018年6月13日	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について(法令解釈通達)	国税庁	2023年10月1日から消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が導入されることによるもの。あわせて、国税庁HP内に「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A等も公表されている」。 http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/03.htm	—

上昇要因が増える日本の長期金利

金融

除カバ―のみを反映すべきか、投資要素の特徴も反映すべきかという論点について、TRG会議は、提供される給付の量と期待カバ―期間を決定し、各期間の損益として認識するCSMは保険サービスと投資関連サービスの両方を反映すべきとした。

内閣府は6月11日、4月の機械受注統計を発表した。民間設備投資の先行指標である「船舶・電力を除く民需」では、前月比10・1%増の9、431億円となった。これは2008年6月以来の高水準となり、今後の設備投資の増加を予測するうえでプラスチック材料となった。ただ機械受注は月ごとでは振れ幅が大きく、通常は四半期ごとの数字が注目される。同じ民需(除船電)4-6月期の見通しでは、前期比プラス7・1%だった。これは異次元の金融緩和策開始以来、最も高い伸び率で増加トレンドが鮮明になっている。本来であれば、機械受注統計は長期金利が大きく反応する相場材料となる。長期資金の需給動向に直結する今後の設備投資動向を読み取る手掛かりになるためだ。しかし、現在の日本では日銀が異次元の金融緩和策を実施中で、国債市場の取引の大半を占めるため、取引される国債が品薄となり通常の価格形成ができ

待カバ―期間を決定し、各期間の損益として認識するCSMは保険サービスと投資関連サービスの両方を反映すべきとした。

ない市場となっている。そのため、こうした本来の相場材料に反応することもなく、10年物国債利回りは0・05%付近で推移している。ただ同時に発表された法人企業景気予測調査は景況判断指数が4四半期ぶりにマイナスになったものの、やはり傾向としては回復基調である。また、国内企業物価指数も原油価格上昇

による石油関連製品の値上がりが目立つためにコストプッシュ要因ではあるものの、前年同月比プラス2・7%で、17カ月連続のプラスとなっている。したがって、直近の経済指標としてはおおむね物価上昇となる材料が多く、金利上昇要因となる。6月12日の史上初の米朝首脳会談も予定どおりに開催され、地政学リスクの減少から長期国債は売られやすくなることも長期金利上昇要因に加わる。ユーロ圏やアメリカの長期金利は、地政学リスクを反映して低下圧力が加わりやすいものの、当面日本の長期金利は、中東や欧州で新たな政治リスク要因が加わらなければ、金利上昇の市場の思惑が強まりそうだ。

トランプ・リスクとはいえないが、米金融政策の動向も世界的な影響が大きい。6月のFOMCでは政策金利が年間引上げ計画に沿った利上げ実施の公算が大きいが、アメリカの景気や株価への影響はなお限定的といつてよい。しかし、途上国から米市場への資金移動が増加するようだと、多少不安が募る。日本の株式市場は海外要因に振り回される状況が続いている。株価は米株価に連動するが、為替相場が円高、円安どちらに動くかによって変動幅が増幅される。米株価上昇、円安・ドル高となれば、日本株価は米株価の上回る上昇となるが、米株価が上昇しても円高とセットであれば、日本株価の上昇は小幅にとどまる。

一方、円相場はどうも方向感が定まらない。基本的には米金利は引上げ基調にあり、超低金利の続く日本金利との金利差によって、円相場は円安となっておかしくない。ところが、国際政治などのリスクが現実化する政治的なリスクが顕在化する。為替市場では円が買われ、円高となる傾向がある。いくら企業収益は堅調、収益水準は高いといつても、力強い株価上昇にはならない。この傾向はまだ続きそうだ。

為替相場次第の米株価

証券

米朝首脳会談が実現した。発表された共同声明は、「朝鮮半島の非核化」と「体制保証」という言葉だけで、具体的な工程は明らかにされていない。米韓の株式市場も反応は鈍く、会談結果の評価に迷っているようであった。

もう一つのトランプ・リスクである、大統領が仕掛ける貿易摩擦は直近の先進国サミット(G7)を混乱させたように、も

はや懸念の段階でなくなってきた。貿易摩擦は仕掛人であるアメリカ自体の景気、物価などにネガティブな反応をもたらす。貿易収支の黒字・赤字は大統領がこだわるような「勝ち」「負け」の問題ではない輸入関税の引上げといった政策は大統領支持層の利益にもならない。ただ、11月の中間選挙まで有権者が大統領に政策姿勢の反省を迫るまで情勢悪化とはならないだ